行

発

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

及び多賀城・七ヶ浜選挙区)

令和三年十月二十二日

令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙及び同時に行う宮城県議会議員補欠選挙

(石巻・牡鹿

の投票及び開票の順序は、

次のとおりとする。

宮城県選挙管理委員会

委員

長

皆

Ш

章

太

郎

○宮選管告示第百五十八号

目 次

選挙管理委員会

○宮城県議会議員補欠選挙の期日

○同時選挙における投票及び開票の順序

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時

選挙運動に関し支出することのできる金額

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所 ○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

選挙管理委員会

宮

○宮選管告示第百五十七号

執行の宮城県知事選挙と同時に執行する 巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区)は、 同法第百十九条第一項の規定により令和三年十月三十一日

のとおりとする。

令和三年十月二十二日

令和三年十月二十二日

石 卷 · 牡 鹿選挙区

人 人

(1)

多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙すべき議員の数

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百十三条第三項の規定による宮城県議会議員補欠選挙 (石

宮城県選挙管理委員会

委 員 長 皆 Ш 章 太

郎

場 石

石巻市あゆみ野五丁目七番地

牡

鹿選挙区

日

時 所 卷

令和三年十一月

午前十時

○宮城県議会議員補欠選挙における公職選挙法第百九十四条の規定による

ページ

○宮選管告示第百五十九号

宮城県議会議員補欠選挙

宮城県知事選挙

令和三年十月二十二日

及び多賀城・七ヶ浜選挙区)における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

宮城県選挙管理委員会

委

員

長

皆

Ш

章

太

郎

十九号)第八十条の規定により、令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(石巻・牡鹿

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第八

石

卷

牡

鹿選挙区

挙

長

東松島市赤井字横関五三番地十

選

 $\stackrel{-}{\sim}$

選

挙

同職務代理者

仙台市泉区赤石南三丁目九番地の八

村

上

善 正

彦 幸

村

多賀城・七ヶ浜選挙区

同職務代理者 仙台市太白区西中田五丁目一〇番二九号

〇宮選管告示第百六十号

長 仙台市宮城野区福田町二丁目三二番二〇 – 一二〇三号 志

伊 藤 聖

賀

信

也

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、 令和三年十月三十一日執行の宮

城県議会議員補欠選挙(石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区)における選挙会の場所及び日時は次

宮城県選挙管理委員会

員 長 皆 Ш 章

太

郎

委

宮城県石巻合同庁舎

のとおりである。

2 二 多賀城・七ヶ浜選挙区

場 所 塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

三

地方自治法第八十条第

一項の規定による三分の

一の数

四一、八三〇

○宮選管告示第百六十三号

多賀城・七ヶ浜選挙区

石巻・牡鹿選挙区

時 令和三年十一月二日

午前十時

○宮選管告示第百六十一号

とのできる金額は次のとおりである。おける公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出するこおける公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出するこおける公職選挙法(石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区)に

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

多賀城・七ヶ浜選挙区

金五、三一三、二〇〇円

候補者一人につき

金六、五〇三、九〇〇円

○宮選管告示第百六十二号

と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算してはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算してはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とで開入。第八十条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三八、五七八 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて一 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超

三四一、一一一

得た数とを合算して得た数

数とを合算して得た数は、次のとおりである。る数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得たる数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た第百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超え

令和三年十月二十一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律

宮城県選挙管理委員会

委員長

皆

Ш

章 太

郎

令和三年十月二十二日

三四一、一一

〇石牡補選告示第一号

を行う場所を次のとおり定める。 令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(石巻・牡鹿選挙区)における選挙長の事務

令和三年十月二十二日

宮城県議会議員補欠選挙石巻・牡鹿選挙区

挙

長

西

村

正

幸

石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎

○多七補選告示第一号

事務を行う場所を次のとおり定める。
令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(多賀城・七ヶ浜選挙区)における選挙長の

宮城県議会議員補欠選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙

長

志

賀

信

令和三年十月二十二日

塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

〇石牡補選告示第二号

じは次のとおりこれを行う。 や和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(石巻・牡鹿選挙区)における選挙立会人のく や和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(石巻・牡鹿選挙区)における選挙立会人のく とは次のとおりこれを行う。

令和三年十月二十二日